平成２３年（フ）第７５８５号
大阪府八尾市新家町７丁目１番地の16　メゾンキンキU608号
債務者　荒木　信雄
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５９９号
大阪市北区中津６丁目２番24―204号
債務者　若狭裕美子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６００号
大阪市西成区山王３丁目15番12号　ロータリーハイツ203
債務者　内之倉征二
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６０１号
大阪市平野区加美北４丁目９番29号
債務者　谷　　成美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６０６号
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目９番地の４12―206
債務者　太刀川葉子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６１２号
大阪市西淀川区佃４丁目３番35号　アーバンスクエア201号室
債務者　齋藤信二郎
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６１３号
大阪市東淀川区豊里３丁目15番19―203号
債務者　玉**桑**正闘士
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２０号
大阪府高槻市竹の内町42―14、住民票上の住所大阪府高槻市竹の内町68番１号
債務者　美馬　芳子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２５号
大阪府茨木市東奈良２丁目４番39号
債務者　立川　正義
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２８号
大阪府豊中市桜の町６丁目８番11―201号
債務者　榎本　和夫
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６３０号
大阪市東淀川区北江口３丁目１番17―208号
債務者　宮崎真由美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６３４号
大阪府大東市北楠の里町12番３号
債務者　杞川栄二こと　俞　　栄二
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６３８号
大阪市西淀川区佃２丁目２番８―203号
債務者　川元エミ子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６５号
北九州市門司区吉志６丁目12番12号
債務者　上村　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９３１号
北九州市門司区長谷１丁目10番２号
債務者　河野　　徹
1　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４５８号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅１棟1113号
債務者　山本　雄太
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４８２号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　412号棟201号室
債務者　ＳＡＹこと　米倉　俊之
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５２３号
愛知県春日井市八田町６丁目19番地14　シャルマンＹ201号
債務者　林　　美紀（旧姓米倉）
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部